

第 1 部 農業構造動態調査

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

農業構造動態調査(以下この章において「調査」という。)は、農業を取り巻く諸情勢が著しく変化する中で、5年ごとに実施する農林業センサスの中間年における毎年の農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業の生産構造及び就業構造に関する基本的事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

2 調査の根拠

調査は、統計報告調整法(昭和27年法律第148号)第4条第1項の規定に基づく、総務大臣の承認を受けた統計報告として実施した。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査対象

本調査は、「農業経営体」を調査対象とし、農業経営体を「家族経営体」と「組織経営体」に区分して行った。

「農業経営体」とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が表1で定める規模以上の農業

(3) 農作業の受託の事業

なお、「組織経営体」については「専ら農作業受託を行う組織経営体」と「専ら農作業受託を行う組織経営体以外の組織経営体」の二つに区分して行った。

表1 農業経営体の外形基準（農業の物的指標）

外 形 基 準	
露地野菜作付面積	15 a
施設野菜栽培面積	350m ²
果樹栽培面積	10 a
露地花き栽培面積	10 a
施設花き栽培面積	250m ²
搾乳牛飼養頭数	1 頭
肥育牛飼養頭数	1 頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

5 調査期日

平成19年2月1日

6 調査事項

巻末に掲載した調査票参照

7 調査方法

(1) 標本抽出の方法

調査は、標本調査により行うこととし、2005年農林業センサス（以下「センサス」という。）結果に基づいて作成した母集団名簿を用いて標本抽出を行った。

ア 家族経営体

標本抽出は、母集団を主業農家、準主業農家、副業的農家別に層化し、第1次抽出単位を調査区、第2次抽出単位を農家とする層別2段抽出法により行った。

標本は、市区町村別にセンサス結果による家族経営体を農家単位に整理し、各層ごとに農家数が40戸を超えるまでセンサスの実施に際して都道府県知事が認定した農業集落（市区町村番号、旧市町村番号、農業集落番号の若い方からの順とした。）を合わせて調査区を設定した。

(ア) 家族経営体の標本数は、全国で16,000とした。

(イ) 層別には、主業農家に係る推定値の精度を確保するため主業農家の標本配分を厚くし、主業農家層8,000戸、準主業農家層4,000戸、副業的農家層4,000戸の標本を抽出した。

(ウ) 1調査区当たりの抽出標本数を主業農家層4戸、準主業農家層2戸、副業的農家層

2戸とし、全国の標本調査区数を、主業農家層、準主業農家層、副業的農家層いずれも2,000調査区とした。

(I) 都道府県別層別標本調査区数は、層別に全国標本調査区数を都道府県別に母集団調査区数に比例して配分した。

(オ) 標本は、系統抽出法により行った。

(カ) 調査については農家単位で行った。これは、世帯単位で集計する項目があるため、1世帯複数経営体の場合、同一世帯であれば、標本となった家族経営体以外の経営体についても把握しなければ、推定ができないためである。

イ 組織経営体

組織経営体は、専ら農作業受託を行う組織経営体と専ら農作業受託を行う組織経営体以外の組織経営体に区分し標本抽出を行った。

(ア) 標本抽出は、組織経営体を抽出単位とする層別抽出法により行った。

層別は次のとおり。

(a) 専ら農作業受託を行う組織経営体

主な受託部門により稲作作業部門、果樹作作業部門、その他の作物作業部門、畜産作業部門の4部門に区分し、全国で4,305の標本を部門別経営体数に比例して配分した。

(b) 専ら農作業受託を行う組織経営体以外の組織経営体

農産物販売金額1位の部門により稲作1位部門、施設野菜1位部門、果樹類1位部門、その他の作物1位部門、畜産1位部門の5部門に区分し、全国で3,583の標本を部門別経営体数に比例して配分した。

(イ) 各都道府県別の標本数は、全国の標本経営体数を都道府県別に母集団組織経営体数に比例して配分したものである。

(ウ) 標本は、系統抽出法により行った。

(2) 調査の実施

ア 家族経営体

調査は、統計調査員（農業構造動態調査員）が、調査客体に所定の調査票（巻末参照）を配付・回収し、調査客体の自計申告による方法で行った。

イ 組織経営体

調査は、農林水産省地方統計組織から、調査客体に所定の調査票（巻末参照）を郵送により配付・回収し、調査客体の自計申告による方法で行った。

8 集計方法

集計は、全国農業地域別に行った。

(1) 家族経営体

表 2 に掲げる推定対象ごとに、次の推定式により推定した。

なお、集計戸数は、販売農家で14,412である。

推定式

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{m_i} \frac{N_{ij}}{n_{ij}} \sum_{k=1}^{n_{ij}} x_{ijk}}{\sum_{j=1}^{m_i} \frac{N_{ij}}{n_{ij}} \sum_{k=1}^{n_{ij}} y_{ijk}} Y_i$$

X . . . x の合計の推定値

L . . . 層の数

m_i . . . 第 i 層の標本調査区数

N_{ij} . . . 第 i 層第 j 標本調査区の大きさ (農家数)

n_{ij} . . . 第 i 層第 j 標本調査区から抽出した標本数

x_{ijk} . . . 第 i 層第 j 標本調査区第 k 標本農家の x の値 (調査結果)

y_{ijk} . . . 第 i 層第 j 標本調査区第 k 標本農家のセンサス結果による y の値

Y_i . . . 第 i 層のセンサス結果による y の合計

(2) 組織経営体

専ら農作業受託を行う経営体、専ら農作業受託を行う組織経営体以外の経営体別に、それぞれ次の推定式により経営体数を推定した。

なお、集計戸数は、専ら農作業受託を行う経営体で3,399、専ら農作業受託を行う組織経営体以外の経営体で2,778である。

推定式

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

X . . . 経営体数の推定値

L . . . 部門 (層) の数

N_i . . . 第 i 部門 (層) の経営体数 (センサス結果)

n_i . . . 第 i 部門 (層) の標本数

x_{ij} . . . 専ら農作業受託を行う経営体の場合

第 i 部門 (層) の第 j 標本が専ら農作業受託を行う経営体の場合 1、それ以外の場合 0 (調査結果)

専ら農作業受託を行う組織経営体以外の経営体の場合

第 i 部門 (層) の第 j 標本が専ら農作業受託を行う組織経営体以外の経営体の場合 1、それ以外の場合 0 (調査結果)

表 2

X			× (調査結果) y (センサス結果)
家族経営体数			各層とも全ての農家について、各家族経営体 1
販 売 農 家 数	主副業別	主業農家、準主業農家、副業的農家	各層とも販売農家の場合 1、他の場合 0
	経営耕地規模別	都府県：1ha未満、1~2ha、2~3ha、3~4ha、4~5ha、5ha以上 北海道：3ha未満、3~10ha、10~15ha、15~20ha、20~30ha、30ha以上	
	農産物販売金額 1 位部門別	稲作、畑作、露地野菜、施設野菜、果樹類、酪農、肉用牛、その他	
	専兼業別	専業農家、第 1 種兼業農家、第 2 種兼業農家	
	農産物販売金額規模別	100万円未満、100~300万円、300~500万円、500~700万円、700万円以上	
	経営耕地面積別農家数	経営耕地（田、畑、樹園地別）、借入耕地（田、畑、樹園地別）	
	これ以外の分類についても同様		
農	経営耕地面積	田	各層とも販売農家の場合経営耕地面積、他の場合 0
		畑	
		樹園地	
家	借入耕地面積	田	各層とも販売農家の場合借入耕地面積、他の場合 0
		畑	
		樹園地	
世帯員数	男	各層とも販売農家の場合各世帯員 1、他の場合 0	
	女		

9 実績精度

農業経営組織別販売農家数（全国）についての標準誤差率は次のとおりである。

単位：%

計	稲作	畑作	露地野菜	施設野菜	果樹類	酪農	肉用牛	その他	準単一 複合経営	複合経営
0.7	0.9	4.1	2.9	2.9	2.1	1.8	5.3	3.1	1.6	2.8

$$\text{標準誤差率（％）} = \text{標準誤差} \div \text{推定値} \times 100$$

10 統計の表章

統計表の編成及び地域区分

(1) 統計表の編成

統計表の編成については、全国農業地域別統計表の編成とした。

(2) 地域区分

全国農業地域の範囲は、次のとおりである。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
近畿	岐阜、静岡、愛知、三重
中国	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
九州	徳島、香川、愛媛、高知
沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
	沖縄

注：沖縄については全国及び都府県値に含むが全国農業地域別の表章は行っていない。

11 用語の解説

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の規模の農業

露地野菜作付面積 15 a

施設野菜栽培面積 350 m²

果樹栽培面積 10 a

露地花き栽培面積 10 a

施設花き栽培面積 250 m²

搾乳牛飼養頭数 1 頭

肥育牛飼養頭数 1 頭

豚飼養頭数 15 頭

採卵鶏飼養羽数 150 羽

ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業

家族経営体

農業経営体のうち家族労働を中心に世帯単位で事業を行う者で、家族の中に経営の決定権を持つ者がいる経営体をいう(一戸一法人を含む。)

組織経営体	農業経営体のうち家族経営体以外の経営体で、法人（法人格を認められている者が事業を営んでいる場合）もしくは法人でない団体をいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。 なお、農家とは経営耕地面積が10 a 以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯（例外規定農家）をいう。
単一経営農家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の販売農家をいう。
準単一複合経営農家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の販売農家をいう。
複合経営農家	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の販売農家をいう。
主副業別分類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせた農家分類で、1995年農林業センサスから採用した。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
副業的農家	65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいない農家をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に1日以上自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口 | 農業従事者のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。

基幹的農業従事者 | 農業就業人口のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「主に仕事に従事していた者」のことをいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 基幹的農業従事者 農業就業人口 </div> 農業従事者				
	主に家事や育児					
	その他					

経営耕地 | 農業経営体が経営する耕地(田、畑、樹園地の合計で、けい畔を含む)であり、自作地、小作している耕地のほか、裏小作(半年以内)させている耕地、又借り(又小作)している耕地及び共有地が割地され専ら使用しているものを含む。また、将来再び作付けする予定のある休耕地を含む。

また、請負耕作や委託耕作などと呼ばれているもののうち、実質的な小作関係にあると考えられるものは受託者側の経営耕地とするが、収穫物のすべてを委託者が受け取り危険負担も委託者側にあり、一定の耕作料を受託者に支払う場合は、その耕地は、委託者側の経営耕地とした。

なお、耕起や稲刈りなどの農作業を単位として他人に委託している場合は、その耕地は委託者側の経営耕地とした。

借入耕地 | 経営耕地のうち、所有耕地(自作地)以外を耕作目的に借り入れて耕作している耕地をいう。

ただし、1年以内の裏作だけの期間借地をしたものは借入耕地に含まない。

水稲作付農家	調査期日前1年間に、販売を目的として水稲を作付けした農家をいう。 また、水稲を陸田に作付けした農家も含む。
専ら農作業受託 を行う組織経営体	組織経営体のうち、農作業受託作業のみを行う組織経営体をいう。
専ら農作業受託 を行う組織経営体 以外の組織経営体	組織経営体のうち、農作業受託作業のみを行う組織経営体以外の組織 経営体をいう。

12 利用上の注意

(1) 調査について

農業構造動態調査は、5年ごとに行われる農林業センサスの中間年次における農業構造の年次的動向を総合的に把握するために行う調査である。したがって、本調査は、農林業センサスと密接な関係を持つものであり、調査の設計に当たっても、そのことに留意している。なお、農林業センサスは全数調査であるのに対し、農業構造動態調査は標本調査であるため、農林業センサス結果と農業構造動態調査結果を直接比較して利用する場合には、両調査の調査方法の相違による差が生ずることを十分理解して利用いただきたい。

(2) 統計の表示について

ア 数値の四捨五入について

統計表の数値については、推定値の原数を100の位を四捨五入して表示した。なお、「農業経営体数」については10の位を四捨五入して表示した。そのため、合計と内訳の計が一致しないことがある。

イ 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「-」：負数又は減少したもの

(3) 18年値については、本調査が2005年農林業センサスの確定値を公表(平成18年8月10日)する前の18年2月1日現在で実施したため、新潟県中越地震の被災地である長岡市、十日町市、栃尾市、魚沼市、古志郡山古志村、北魚沼郡川口町及び刈羽郡小国町(被災時の市町村名)の7市町村を除いた結果となっている。このため、19年値の結果と比較等を行う場合は留意されたい。

また、東京都三宅村については三宅島の噴火に伴う災害により全島避難が勧告されたため、調査範囲から除外していることから、利用に当たっては留意されたい。

(4) 旧長野県木曾郡山口村(現 岐阜県中津川市山口地区等)については、2005年農林業センサス時点で長野県として調査が実施されたため、2005年農林業センサス結果を母集団情報として用いた本調査においても、旧山口村は長野県として集計した。

(5) 農業地域別の統計表においては、一部、表章項目において、集計戸数が極めて少ないことから相当程度の誤差が生じており、結果の利用にあたっては、十分留意されたい。

(6) 本調査は都道府県別の表章を予定した調査設計は行っていないので、統計表の中の(参考)都道府県別販売農家数については、全国農業地域別に推定した結果を都道府県別推定結果(全国農業地域別の推定で用いた式によって推定した)の構成比で配分し算出した参考値であるため、結果の利用にあたっては、十分留意されたい。

(7) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課

センサス統計室 農林漁業構造統計班

代表：03(3502)8111(内線3664)

直通：03(3502)8093